

令和6年度包括外部監査「公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（ＡＣＣ）を中心とした芸術文化振興施策の実施状況について」 対応の方向性

No.	分類	頁数	該当箇所	項目	現状	監査意見	意見に対する対応内容
1-1	組織運営	28	第二 公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（ＡＣＣ）の概要	（１）理事会、評議会への出席状況について	○理事会、評議員会への出席状況がかなり低い水準であり、年間を通じて一度も出席していない役員も確認された。 【理事会・評議員会 年間平均出席率】 理事会 R3…80.0％／R4…73.3％／R5…75.5％ 評議員会R3…78.1％／R4…70.0％／R5…74.1％	○法人の適正なガバナンスを確保するため、オンラインにより会議体に参加出来る環境を整えるなど、出席の機会を確保する取組みが必要であると同時に、兼職の状況変化や健康上の問題の発生などにより、理事会、評議員会を長期的に欠席している役員については、本人の状況を十分に確認した上で、交代を検討すべきと考える。	・長期的に欠席している役員に対しては、事前に議案の説明を行い、ご意見を頂いた上で理事会等に臨んでいる。また、その他の役員等についても、主な議案を事前に送付し、欠席された場合も承認状況の報告などをフォローしており、現状において、ガバナンスは一定確保されているものと認識している。 ・オンラインによる会議実施については、まずは自宅等にネットワーク環境が整っている役員等を対象に試行的に実施していく。 ・また役員の選任及び解任については、評議員会の決議事項となる。役員本人の意思や状況などを踏まえた上で、必要に応じて評議員会に対して提案を行っていく。
1-2	組織運営	29	第二 公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（ＡＣＣ）の概要	（２）理事者との利益相反取引について	○ＡＣＣの実施事業の中には、理事に業務を委託し役員報酬とは別に報酬の支払いを行っている事業がある。この報酬額は芸術文化活動に対する報酬であり、取引の条件が一般の取引と同様であることが明白とは言えないことから、利益相反取引に該当する。	○公益法人の理事と法人との間で利益相反取引が行われる場合には、理事会において当該取引についての重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」とする。）第84条、第92条第1項、第197条）。また、利益相反取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての事実を理事会に報告しなければならない（一般法人法 第92条第2項）が、これらの手続きが行われていなかった。法律に規定された手続の遵守が求められる。	・指摘のあった事業については、理事会において事務局から財団の次年度事業計画を報告する中で、各理事に概要を説明してきたところである。 ・7年度の事業計画を諮る理事会において、事前に利益相反取引に該当する旨の説明を行い、承認を得ている。また、過年度についても同様の取引があった旨を報告している。今後も、法律に規定された手続きに則り実施していく。
2-1	事業実施	29	第二 公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（ＡＣＣ）の概要	（３）ＡＣＣ内におけるチケット収入率の設定について	○チケット収入率について、区では、芸術文化・地域振興事業（芸術文化振興財団費）に関する成果指標の目標値を50％として設定している。定款第2号事業から第4号事業までの事業を合算して目標値を設定しているわけであるが、これは、区が公益財団法人荒川区芸術文化振興財団補助金交付要綱に基づき、人件費、運営費、芸術文化地域振興事業費の3つに区分して補助金を交付していること、すなわち、ＡＣＣの事業活動の自由を確保する観点から芸術文化地域振興事業費に細かい区分を設けていないことと整合するものである。	○ＡＣＣでは、委託費や参加費の決定、市場にあるコンテンツからどのコンテンツを購入するかといった意思決定の局面において、収入率が考慮されることになるが、この場合、定款第2号事業から第4号事業までの事業を合算して全体の収入率が50％となるように目標設定することは妥当でないと考える。 ○芸術文化の領域は、客観的な市場価格が存在しない場合が多く、恣意的な金額決定が行われるリスクが高いこと、また、定款第2号事業、第3号事業、第4号事業では、事業目的が異なり、事業の性質上収入率も異なって然るべきであると考えられることから、全体で50％ということではなく、少なくとも定款上の事業区分ごとに収入率の目標レンジを設定し、価格に関する意思決定の根拠にすべきと考える。	・監査意見を踏まえ、定款の各号毎に過去の収入率を把握・検証し、価格に関する意思決定の根拠とすべく、収入率の目標設定を含め、より効果的な成果指標の設定に努める。
2-2	事業実施	30	第二 公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（ＡＣＣ）の概要	（４）区によるモニタリングの必要性について	○区は、「公益財団法人荒川区芸術文化振興財団に対する助成等に関する条例」及び「公益財団法人荒川区芸術文化振興財団補助金交付要綱」に基づき、当初の補助金交付額の枠の決定、及び実際の補助金交付額の決定を行っている。 ○荒川区芸術文化振興プランでＡＣＣに割り当てられた事業が、ＡＣＣの予算に漏れなく組み込まれていること、及び実際に事業が実施されたことの確認は行われている。しかし、荒川区芸術文化振興プランで掲げた事業目的が適切に達成されているかの確認が行われていない。例えば、「アーティスト派遣事業」については、ＡＣＣのホームページ上、事業に関するアナウンスはされているが、令和2年度から令和5年度まで派遣実績のない状況が継続している。	○ＡＣＣについては、他社との競争環境に置かれていないため、実施結果が芳しくない事業に対しての改善努力を欠くリスクが常にある。この点、荒川区立町屋文化センターの指定管理に関する協定書においては、区による業務実施状況の審査、業務の改善勧告等が規定され、実際に有効に運用されている。 ○補助金交付にあたって同じような対応が必要であると考えられることから、区は、ＡＣＣが事業を実施しているという事実の確認だけでなく、定員充足率の確認や結果が芳しくない事業に係る改善策の確認など結果を改善させるためにモニタリングを行うべきであると考える。	毎年、事業内容や実施方法等の改善・見直しを図る行政評価や、半期ごとに行う事業報告会にて、各事業の進捗状況や課題を踏まえた上で、予算要求や次年度以降の事業実施の是非等について協議している。今後も綿密に事業の協議を進めていく。

令和6年度包括外部監査「公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（ＡＣＣ）を中心とした芸術文化振興施策の実施状況について」 対応の方向性

No.	分類	頁数	該当箇所	項目	現状	監査意見	意見に対する対応内容
2-3	事業実施	37	第三 1 芸術文化振興のための情報提供及び相談事業（定款第4条第1号事業）	（4）友の会会員の目標数について	○ＡＣＣでは友の会の会員数について、令和8年度に3,000人となる目標を設定していた。当該目標は会員の種別を問わず、会員総数を目標数としていた。 ○令和3年度以降、無料会員制度の導入に伴い、会員登録数が増加し、令和5年度に会員総数は4,688人となり、目標を達成している。	○今後は有料会員と無料会員のそれぞれに目標会員数を設定すべきである。	・有料会員、無料会員ともに当財団の実施事業に何らかの興味を持っていただいているという意味では大きな差異はないものと認識しているが、収支の面で取扱いが異なることから、個別の目標数設定については検討していく。
2-4	事業実施	38	第三 1 芸術文化振興のための情報提供及び相談事業（定款第4条第1号事業）	（5）相談事業の分類と管理について	○相談事業では、相談内容ごとに相談件数を分類集計しているものの、「その他」に分類される相談が9割以上となっており、具体的にどのような相談を受けたか事後的に確認することができなかった。	○具体的な相談内容を確認できるように、分類集計の方法を変更すべきである。	・次年度以降、現在その他として分類している項目についても、可能なものについては類型化を行い、より細かな管理を行えるよう工夫していく。
2-5	事業実施	42	第三 2 芸術文化振興のための育成に関する事業（定款第4条第2号事業）	（1）子ども囲碁大会の日程について	○子ども囲碁大会は、新型コロナウイルス感染症の蔓延が懸念された令和3年度及び4年度であっても、定員充足率が50%を超える事業である。 ○令和5年度は学校の運動会や祭礼と同じ日程で開催されたため、例年よりも定員充足率が低く27.5%となっていた。	○同事業の参加対象者は小中学生であることから、学校の行事と日程が重ならないように配慮した上で、事業を実施すべきである。	・過去数年の学校行事スケジュールを把握し傾向を捉えた上、実施候補日を検討する。
2-6	事業実施	42	第三 2 芸術文化振興のための育成に関する事業（定款第4条第2号事業）	（2）事業の目標値の設定について	○各事業を行うにあたりＡＣＣでは、目標となる事業の成果指標を設定していない。 ○事業実施後に担当者が気づいた改善事項を集計し、次年度以降の改善策を策定しているものの、目標値の設定がないことから、事業実施後に数値に基づく効果測定を行うことができていない。	○各事業共通の目的は、芸術文化に触れる機会の提供であることから、単純な費用対効果を表す直接的な数値指標を設定することは、必ずしも事業の継続・見直しの判断指標とはいえない。 ○充足率（定員に占める参加者の割合）といった明確な成果指標に基づき、目標達成のための課題を明らかにしながら継続的に事業を実行、改善していく仕組みを構築することが重要である。事業の有効性を測る適切なＫＰＩ（重要業績評価指標：Key Performance Indicatorの略）を設定し、目標と成果の比較を行いながら目標管理を実施する必要がある。	・今後は充足率を新たに成果指標として設定し、目標の達成状況を管理する。
2-7	事業実施	48	第三 3 芸術文化振興のための地域活動支援に関する事業（定款第4条第3号事業）	（1）育成支援事業補助金について	○JAZZ in ARAKAWAのワークショップに参加していたメンバーを中心に結成されたビックバンド「荒川さくらSwing」の活動を支援するため、平成26年度より荒川ジャズビッグバンド育成支援事業補助金制度が開設された。当該制度は、結成5年までの団体に対して30万円を上限としてＡＣＣから補助金を交付し、団員による自主運営が可能な体制を確立するために支援している。 ○令和5年度は、同ワークショップ参加者より結成されたビックバンド「オルケスタ・デ・ラ・アラカワ」が補助金の交付を受けているが、令和6年度において補助金の交付対象となる団体はない。	○ＡＣＣの事業において、新たに結成された団体を支援することからは、ＡＣＣの荒川区の芸術文化の振興に資するための目的と適合する活動であるが、補助金の対象者が「荒川ジャズビッグバンド」と要綱で規定されており、他の事業から派生して結成された団体への支援は想定されていない状況にある。今後は、要綱を見直し、芸術文化振興のための人材育成・地域活動支援に繋がる活動・団体へと補助金の交付対象を広げていくべきと考える。	・今後は、芸術文化振興のための人材育成・地域活動支援に、より効果的に繋がるよう、補助金の対象拡大など、制度の充実を図る。
2-8	事業実施	49	第三 3 芸術文化振興のための地域活動支援に関する事業（定款第4条第3号事業）	（3）アーティスト派遣事業について	○ＡＣＣは、荒川区内のアーティスト派遣を希望する団体からの相談に応じ、アーティストバンク登録者から調整し、派遣している。ＡＣＣは利用団体へアーティスト1人につき1派遣10,000円（支出の上限50,000円）を支援している。 ○しかし、令和2年度から令和5年度まで新型コロナウイルス感染症の影響で実績ゼロの状況が続いている。	○新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けた要因として、福祉施設や通所サービスセンターなどに通う高齢者施設を中心に利用のＰＲを実施していたことが考えられるが、当該事業の目的は、区内で活動するアーティストに活動の場を提供し、区内アーティストを通じて、広く地域の芸術文化の活性化を図ることである。今後は、ＰＲ方法の改善や他事業との連携を通じて、積極的に活用を図るべきである。	・令和6年度は財団広報誌へのPR記事掲載や、施設各所への情報提供等を実施し、年度末で2件の実績（見込）がある。今後も、制度利用者へのヒアリングや更なるPR等により、活用しやすい制度となるよう積極的な運用に努める。
2-9	事業実施	49	第三 3 芸術文化振興のための地域活動支援に関する事業（定款第4条第3号事業）	（5）事業の目標設定について	○第3号事業においても目標となる事業の成果指標を設定していない。	○「第三 2 監査意見（2）事業の目標設定について」にあるとおり、事業の有効性を測る適切なＫＰＩ（重要業績評価指標：Key Performance Indicatorの略）を設定し、目標と成果の比較を行いながら目標管理を実施する必要がある。	・今後は充足率を新たに成果指標として設定し、目標の達成状況を管理する。

令和6年度包括外部監査「公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（ＡＣＣ）を中心とした芸術文化振興施策の実施状況について」 対応の方向性

No.	分類	頁数	該当箇所	項目	現状	監査意見	意見に対する対応内容
2-10	事業実施	61	第三 4 芸術文化振興のための講座、展示会、鑑賞会等の事業（定款第4条第4号事業）	（3）事業の目標設定について	○第4号事業においても目標となる事業の成果指標を設定していない。	○「第三 2 監査意見（2）事業の目標設定について」にあるとおり、事業の有効性を測る適切なKPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicatorの略）を設定し、目標と成果の比較を行いながら目標管理を実施する必要がある。	・ 今後は充足率を新たに成果指標として設定し、目標の達成状況を管理する。
3-1	施設管理	64	第三 5 芸術文化振興に必要な施設の管理運営（定款第4条第5号事業）	（1）会議室等の利用率向上について	○貸室を行っているすべての会議室等の利用率は89%で、いずれの会議室等も利用率が85%を超えており高い状況であるが、第3会議室のみ77.6%で8割を切っている。利用率が低いということは、公の施設として収受できる利用料金を逸失しており、経済効率性の観点から問題があるとも言える。具体的には、第3会議室の利用率が他の3つの会議室の平均利用率と同程度だったと仮定した場合に、減免されていない一般の利用料金ベースで年間417千円程度逸失していることとなる。 ○また、会議室等の予約において、社会教育関係団体は、それ以外の団体より1か月早く予約可能である。社会教育関係団体は、生涯学習活動等を行うことを主たる目的とした団体で、学校施設や社会教育施設の利用上の便宜を図らせるために団体登録をしているため、町屋文化センターの会議室等の予約を優先的に行える仕組みとなっている。	○令和5年度から新たな事業者により運営しているカルチャー講座の受講者数増加につなげる取組の実施や、施設利用のきっかけづくりとするために実施している自主事業のさらなる充実等を進めることにより、会議室等の利用率向上に寄与すると考える。 ○予約を優先的に行える仕組みを取り入れることで区民の生涯学習活動の推進を図る側面があることは理解するが、施設の管理運営という観点から、社会教育関係団体以外の団体は1か月前からでないと予約できないことは利用しづらさにつながっている可能性もあるため、予約開始日の条件見直しも含め検討することで、利用率向上に寄与すると考える。	・ 今後も継続して多くの方に施設を利用していただけるよう、施設の管理運営を行うことが肝要である。 ・ 引き続き、カルチャー講座の受講者数増加につなげるための積極的周知やイベントの実施、施設利用につなげるための新たなイベントの企画などを行う。 ・ 予約開始日の条件見直しについて、生涯学習活動の推進を図る目的や同様の優先予約を取り入れている他の公共施設とのバランスを考慮し、利用率が低迷した場合に検討する。
3-2	施設管理	65	第三 5 芸術文化振興に必要な施設の管理運営（定款第4条第5号事業）	（2）契約手続における競争性の確保について	○施設の維持管理のために契約締結している定期・特別清掃等業務委託について、特命随意契約によるものであったため、契約相手方指定理由書を確認したところ、当該契約については令和3年度に入札不調となったため、いわゆる不落随意契約となっており、それ以降は同一事業者と特命随意契約を締結していた。	○このことについて、規程第4条に随意契約によることができる場合が定められており、当該契約は第4条第5号に該当することから、規程には準拠していることが確認できた。ただし、指定管理者制度とは民間事業者等のノウハウを活用して、効率的な施設運営を行うことを目的としていることを踏まえると、できる限り入札で競争性を確保することが望ましいと考える。例えば入札の実施に当たっては、より多くの事業者への情報提供を行うことや、仕様内容の精査等を行うなど、入札参加事業者を増加させる取組を進めるべきである。	・ 監査意見を踏まえ、令和7年度の同委託契約に向けては、契約事務規程に従い指名競争入札を行った。
4-1	事務手続	36	第三 定款第4条各号の事業内容 1 芸術文化振興のための情報提供及び相談事業（定款第4条第1号事業）	（1）「ほっとタウン」の発行事業に係る事業報告書の収支について	○財団広報誌「ほっとタウン」の発行事業は、補助金、広告収入及び荒川区文化団体連盟からの雑収入に基づき実施されている。「広告収入と雑収入の合計額」と「支出総額」の差額について、補助金が充当される。 ○なお、補助金の充当額は、予算計上された補助金を上限としている。予算計上された補助金より実際に充当された補助金が少なく、補助金に余剰が出た場合は、荒川区に返還している。	○令和4年度は、荒川区文化団体連盟からの雑収入が709千円あったが、事業報告書上、記載されていなかったため、収支が赤字となっていた。適正な記載を求める。	・ 令和4年度から新たに発生した収入のため、報告書への記載が漏れていたものである。令和5年度も同様の収入があり、事業報告書に掲載した。今後も適正な記載に努める。
4-2	事務手続	36	第三 1 芸術文化振興のための情報提供及び相談事業（定款第4条第1号事業）	（2）契約事務について	○ＡＣＣでは「ほっとタウン」製作委託契約をはじめ複数の契約において、プロポーザル方式により契約委託先を選定している。プロポーザルは、契約の種別としてはＡＣＣの契約事務規程第4条第1項第1号に該当すると考えられるが、プロポーザルの実施に当たっての実施方法や基準等が定められていない。	○プロポーザル方式による選定は、競争性が高く、経済的・効率的に契約することができていると考えるが、今後もプロポーザル方式による選定を行う場合には、実施方法や基準等を定めた上で行うことが望ましい。	・ 今後プロポーザル方式を実施するに当たり、より公正で効率的な業者選定がなされることを目的として、「提案評価方式業者選定要綱」を新たに制定した。

令和6年度包括外部監査「公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（ＡＣＣ）を中心とした芸術文化振興施策の実施状況について」 対応の方向性

No.	分類	頁数	該当箇所	項目	現状	監査意見	意見に対する対応内容
4-3	事務手続	37	第三 1 芸術文化振興のための情報提供及び相談事業（定款第4条第1号事業）	（3）委託先選定手続について	○ＡＣＣでは「ほっとタウン」の製作委託にあたり、プロポーザル方式により契約先を選定している。令和5年度の製作委託にあたり、プロポーザル方式の募集要項を令和4年11月に作成し、参加申込書及び提出物受付期間は「令和4年12月1日午前9時から令和5年1月6日午後5時まで」としていた。 ○募集要項を制定し、ホームページで公表した後、ＡＣＣはＡ社に対しては令和4年11月中旬にその案内を行った。一方、それ以外の業者については令和4年12月に案内を行っていた。その結果、11月に連絡を行ったＡ社のみから申し込みがあり、Ａ社と契約することとなった。	○12月以降に連絡を受けた事業者は、準備期間の短さを理由に申し込みを辞退しており、Ａ社以外の会社に対しても募集要項作成後、すぐに連絡した場合には、参加申し込みがあった可能性がある。 ○プロポーザル形式にて委託先を選定する場合には、申し込みを予定している事業者が公平に申し込みを行うことができるよう、募集要項策定後、遅滞なく公平に案内を行うことが必要であったと考える。	・募集開始後、内容をホームページ上で公開したところ、事業者からの反応が乏しかったため、範囲を広げて周知を行った。次回の業者選定に当たっては、対象事業者の範囲について十分に検討した上で、周知を行う。
4-4	事務手続	48	第三 3 芸術文化振興のための地域活動支援に関する事業（定款第4条第3号事業）	（2）荒川第九演奏会について	○荒川区民交響楽団への委託費1,469千円について、見積もり時に費用の内訳を受領しておらず、費用の妥当性が検討されていない。 ○また、今後先方からの値上げ等の交渉や開催内容の変更が生じた場合、必要な検討情報がないと円滑な事業運営を行えないリスクもある。	○今後は、費用の内訳を明記した見積書を受領し、委託費用の妥当性を検証すべきである。 ○また、芸術関連の費用は一律に決まった基準を設けることが困難であるため、金額の妥当性の検討過程は文書化しておく必要があると考える。	・当該契約について令和6年度から、見積の費用内訳を入手し妥当性を検証した後、契約を締結した。今後は監査意見のとおり、契約額の内訳等金額の妥当性を検討し、その過程を文書化し組織内で共有することとする。
4-5	事務手続	49	第三 3 芸術文化振興のための地域活動支援に関する事業（定款第4条第3号事業）	（4）あらかわフラフェスティバルについて	○本事業においては、過年度から、物販売上の一部を手数料として受領している（雑収入60,000円）が、覚書に当該内容の記載がない。	○共催事業の実施に当たっては、ＡＣＣと共催団体間で覚書を取り交わすことが実施要綱に定められている。実施要綱の趣旨は、漏れなく必要事項を記載し、契約事務を執行する上で、事業を円滑に実施するためである。 ○覚書内容に記載漏れ等があった場合、不正の発生や不利益を被るリスクが生じる可能性が高くなるため、今後は実施内容と覚書の記載内容について、漏れがないように相互で確認する必要がある。	・監査意見を踏まえ、令和7年度の実施にあたり覚書に手数料の徴収に係る記載を追加し、契約上、明確にした。
4-6	事務手続	58	第三 4 芸術文化振興のための講座、展示会、鑑賞会等の事業（定款第4条第4号事業）	（1）分割発注について	○事業名「22023 ARAKAWAクラシックBOX」に係る費用として計上されているチラシ印刷用データ制作委託契約について、同一の契約相手方と公演日・演目（BOXⅠ～Ⅳ）ごとに4件の契約が取り交わされている。 ○また、事業名「4 フレッシュ名曲コンサート」に係る費用として計上されているデータ作成委託契約についても、同一の契約相手方とチラシとプログラムで2件の契約が取り交わされている。	○契約の相手方が同一の一連性のある制作委託であり、公演日・演目（BOXⅠ～Ⅳ）の違いはあるものの、同一事業の一体性のある委託契約と判断できるものである。当該公演の企画製作者との業務委託契約については、この4件（BOXⅠ～Ⅳ）をまとめて1つの契約として締結していることから、その一体性は明らかである。 ○契約の相手方が同一の一連性のある制作委託であり、チラシとプログラムの違いはあるものの、同じ公演でこれらの制作を別々の業者に委託することは通常考えられないことから、同一事業の一体性のある委託契約と判断できるものである。 ○このような場合には、本来は10万円超の契約金額となることから、原則として2者以上から見積書を徴取しなければならず、また、契約書の作成は省略できず、請書その他これに準ずる書面を徴取すべきであった案件であり、契約事務の適正性の観点に照らして問題があると言える。事務処理の簡便性を図ったものと思われるが、一括発注すべき契約を複数に分割することは、契約事務規程の趣旨に反するものであり、事務処理の適切性を欠いたものであったと言える。一括契約とすべき案件を安易に分割することのないよう、時間的な余裕をもって調整を行い、適正な契約事務の執行に努める必要がある。	・監査意見を踏まえ、一体性、一連性の考え方を財団内で共有し、同様の性格を持つ契約については一括で発注する。 ・10万円超の契約金額になる案件など、契約事務規程に則り適切に事務を執行する。 ・なお、令和7年度の「ARAKAWAクラシックBOX」のチラシデータ制作委託については、年度内作成分を一括の契約案件として扱い、複数の業者による見積競争を実施することとした。

令和6年度包括外部監査「公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（ＡＣＣ）を中心とした芸術文化振興施策の実施状況について」 対応の方向性

No.	分類	頁数	該当箇所	項目	現状	監査意見	意見に対する対応内容
4-7	事務手続	60	第三 4 芸術文化振興のための講座、展示会、鑑賞会等の事業（定款第4条第4号事業）	（2）契約の競争性・公平性確保について	○公益財団法人荒川区芸術文化振興財団契約事務規程によれば、請負その他の契約は、指名競争入札又は随意契約の方法によるとされており（同規程第2条）、随意契約は、一定の条件のもとで認められている（同規程第4条）。 ○この点、複数事業に跨って同一業者と委託契約を締結しているものが相当数存在しており、契約関係が10年から20年以上に及んでいる業者も複数存在している。これらの契約は、いずれも見積競争によらず随意契約となっており、相手方を指定している理由が判然としないものが多い。 ○また、芸術文化振興事業においては、興行の運営業者が演者サイドとの仲立ちも行っており、事業そのものが1つのパッケージとなっているものが多い。そのため、契約の方法も随意契約となり、興行業者との付き合いも長期間にわたる傾向がある。	○例えば、上記（1）で分割発注をしているA社との付き合いは、10年以上に及ぶとの事である。しかし、同社に何か特殊な印刷を依頼している訳ではないことから、長年にわたり見積競争によらず随意契約となっている状態は、合理性・透明性に乏しい。明確な相手方指定の理由もなく、競争入札によらず、見積競争を行うこともなく随意契約とすることは妥当でない。契約事務の競争性・公平性の確保に努めるべきである。 ○事業そのものが1つのパッケージとなっているものについては、事業の採算性も考慮しながら、興行の見直し、新規開拓を図ることにより、契約事務の競争性・公平性を確保していく必要があると言える。	・監査意見を踏まえ、契約事務規程に基づき、指名競争入札又は見積競争が必要な契約については適正に手続きする。 ・事業の採算性、定員充足率や来場者・友の会会員へのアンケートなど複数の観点から事業実施を検討し、魅力あるコンテンツの提供と契約の競争性・公平性をそれぞれ確保できるようにする。
4-8	事務手続	65	第三 5 芸術文化振興に必要な施設の管理運営（定款第4条第5号事業）	（3）協定内容の変更手続について	○「令和6年度荒川区立町屋文化センターの指定管理に関する協定書の変更協議及び変更協定の締結について」における「協定内容の一部変更について（協議）」において、指定管理料の変更については、荒川区立町屋文化センターの指定管理に関する協定書第38条（指定管理料の変更）に定められており、変更が可能な要件は「賃金及び物価水準の大幅な変動等」とされているところ、指定管理料以外の他の項目に関する変更も含むものであったことから、第38条事由へは直接言及されていなかった。 ○また、区からＡＣＣ宛ての協議書内「同協定第61条」とあるところ、第61条は書面による確認にかかるものであり、協定の変更に対応していなかった。 ○これについて、所管課によれば、今回の変更については、協定第38条に基づく指定管理料の変更ではなく、上記の変更内容のとおり複数の変更項目について、協定第62条（協定の変更）に基づく協定の規定を変更するものとして協議を行っているものであり、同協定61条という表記は誤りであったとのことであった。	○荒川区指定管理者制度運用方針において、指定管理料については原則として、指定期間を通じて変更しないという考え方を前提としている。 ○また、協定書第38条における指定管理料変更可能な要件は「賃金及び物価水準の大幅な変動等」であって、協定書第62条における協定内容変更可能な要件である「本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたとき」とは、①「前提条件や内容が変更」という一般的な事象を含むか否か、②「大幅」という表現の有無という点で、規定内容が異なっている。 ○これらを踏まえると、荒川区の指定管理者制度においては、指定管理料の変更は例外で、協定書においてもその事由が定められており、「賃金及び物価水準の大幅な変動等」に限定されているものであると解釈される。 ○そのため、協定の変更内容が複数ある場合においても、指定管理料の変更については第38条を優先的に適用して要件該当性を判断すべきであり、第62条によって指定管理料までを変更することは、例外の要件を拡張して変更を適用する可能性があり、指定管理料については原則として、指定期間を通じて変更しないという考え方を前提とするという趣旨を没却してしまうおそれがある。 ○したがって、指定管理料の変更については、他の項目による変更とあわせて行われるものであったとしても、荒川区立町屋文化センターの指定管理に関する協定書第38条（指定管理料の変更）に照らしてその検討及び変更対応を行うべきと考える。加えて、今後、協定変更に係る協議を行う場合は、協定書に対応した正しい条文に基づき協議を実施することが必要と考える。	・今後、指定管理料の変更が生じる場合は、協定書第38条を適用し判断するとともに、変更の協議が必要な場合は正しい条文により協議を行うことを徹底する。
4-9	事務手続	69	第四 1 資金管理の状況	（1）入金管理手続について	○「2023年町屋JAZZ歳時記」事業について、翌期のイベントの前受金として処理するはずだった入金（36,200円）を当期の売上として計上していた。これは収益の期間帰属のズレとなるが、各イベントの売上計算を入金額ベースのみで把握していたことから発生した誤りである。	○ＡＣＣでは販売管理システムとしてぴあGettiiiを利用しており、当該システムでは、イベントごとに販売したチケットの金額を把握できる仕様となっている。イベントの売上集計の際にはシステムから出力された売上高と、実際の入金額との照合手続を追加し、売上の計上漏れ、期間帰属のズレを防止することが必要である。	・監査意見を踏まえ、システムから出力された売上高と、実際の入金額との照合手続を追加することで、売上の計上漏れ等の防止を図る。
4-10	事務手続	69	第四 1 資金管理の状況	（2）銀行振込手続について	○ＡＣＣでは日常の振込業務にインターネットバンキングを利用しており、振込処理は担当者が行っている。振込を実行する際の上長の承認手続は、紙面ベースでの承認手続があるだけで、電子データに関する承認手続が設けられておらず、不適切な振込が実行されるリスクがある状況である。	○資産保全の観点より、然るべき上長が承認した電子データでなければ、振込処理を進めることが出来ないように、業務フローを改善することが必要である。	・監査意見を踏まえ、係長若しくは事務局長が、インターネットバンキング上で電子的にも承認を行わないと振込処理が実行できないフローに変更した。

令和6年度包括外部監査「公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（ＡＣＣ）を中心とした芸術文化振興施策の実施状況について」 対応の方向性

No.	分類	頁数	該当箇所	項目	現状	監査意見	意見に対する対応内容
4-11	事務手続	70	第四 2 固定資産管理の状況	(1) 管理番号について	○ＡＣＣ内にある物品の棚卸を実施した結果、「荒川区立町屋文化センターの指定管理に関する協定書」の管理物品一覧に記載されている備品番号と備品に添付されている備品シールの番号が、相違しているものが多数確認された。 ○また、同一種類の備品が複数あるものについては、全てに備品シールが添付されていない状況が確認された。	○ＡＣＣ内のどの物品が協定書の管理物品一覧のどれに該当するのにかについては、ＡＣＣ及び区の担当者間では、相互認識されているとことであるが、区の備品管理システムで付番した番号で統一して運用すべきであると考え。 ○また、同一種類の備品が複数あるものについては、備品管理システム上は個々に登録されており、それぞれ異なる管理番号を持っていることから、個別に備品シールを添付し管理すべきであると考えた。	・区の備品管理システムで付番した番号で統一して運用することとし、同一種類の備品が複数あるものについても個別に備品シールを貼り付け管理するよう、改善を図った。 ・今後も同様の取扱いを徹底し、継続する。
4-12	事務手続	71	第四 2 固定資産管理の状況	(2) 棚卸に関する証跡について	○ＡＣＣでは区と合同で備品の棚卸を実施しているが、実施した証跡が残されていない。現状では、棚卸の際に備品台帳を印刷し、それにチェックしながら棚卸を実施しているが、記録を保存していないとのことであった。	○備品がなくなった場合に、直近でいつ、誰によって確認されたかが明らかになることから、棚卸を実施した際には、直近1回分は残しておくべきであると考え。	・今後は、備品の棚卸の実施に当たっては、その確認状況を記録し、保存していく。
4-13	事務手続	71	第四 2 固定資産管理の状況	(3) 固定資産の計上漏れについて	○理事長室のエアコン設置工事（500千円）が修繕費として計上されていた。	○天井組込み式の空調設備ではなく、壁に設置するタイプのものであるため、会計上は備品として資産計上すべきものである。今後、留意が必要である。	・今後は、備品として資産計上すべき項目については正しく分類する等、適切な会計処理を行うよう十分に留意する。
4-14	事務手続	81	第五 ＡＣＣの会計処理の状況	(1) 未収消費税等の未計上について	○令和5年度における未収消費税は16,400円であったが、未計上であった。 ○前期以前の事業年度についても、法人税・住民税及び事業税等は適切に「未払金」が計上されていたが、消費税については未計上であった。これは、税金計算を実施する会計事務所としては、ＡＣＣからの資料の提出時期が遅く検討時間に十分な時間を確保できないこと、また、ＡＣＣとしては、会計事務所へ資料を提出するタイミングを前倒しにすることが実務上、困難であったことが理由である。	○本来、当期に発生した法人税・住民税及び事業税や消費税等は作成された決算書（税金計算がされる前のもの）をもとに適正に計算され、当該税金額を織り込んだ決算書を最終版とするべきである。 ○実務上、税金計算の結果を決算に織り込むことは、スケジュール的にタイトであるが、一般的に他の事業者も行っていることであり、当期に発生した法人税・住民税及び事業税と消費税等はともに当期の決算書に計上すべきである。	・令和6年度決算から決算調製のスケジュールを見直し、未収消費税を含め関係諸税をすべて当期の決算書に計上するよう進めている。
4-15	事務手続	81	第五 ＡＣＣの会計処理の状況	(2) 預り金の残高について	○令和5年度の預り金の残高について、2点の処理誤りが発見された。 （ア）健康保険及び厚生年金保険における預り金 固有職員1名分の令和6年3月（4月納付）分の健康保険及び厚生年金保険額が新たな保険料率で算定していなかったため、564円が過大計上されていた。 （イ）雇用保険における預り金 雇用保険料について、事務的な転記ミスにより作成された令和5年度概算保険料の支出における起案に基づいて起票されたため、2,246円が過少計上されていた。	（ア）要因としては、ＡＣＣは協会けんぽに加入しており、毎年2月上旬に新たな保険料率が公表されるが、ＡＣＣ内で当該事項をチェックする体制が整備されていなかったことによるものである。また、令和5年度は決算直前期に人員の減少というイレギュラーな要因もあった。前述した要因はあったものの、適切な後任者への引継ぎや公表された保険料率のチェック体制が整備されていれば未然に防ぐことができていたと考えられる。社会保険料率の改定作業は毎年行う処理であり、今後、留意が必要である。 （イ）要因としては、雇用保険料の起案は、職員ごとに管理されている明細をもとに作成されるが、作成者の明細から起案用紙への転記ミスがあったことによるものである。また、チェック者も明細との一致を確認できていなかった。ヒューマンエラーは起きてしまう前提で、明細との一致を確認した確認証跡等を残す体制が整備されていれば未然に防ぐことができていたと考えられるため、今後は当該体制を整備することが不可欠であると考え。	・監査意見を踏まえ、複数の職員による確認を徹底させる体制を整備する。
4-16	事務手続	82	第五 ＡＣＣの会計処理の状況	(3) 財務諸表等の開示について	○ＡＣＣが作成する財務諸表等に関して、「公益法人会計基準」の運用指針（平成20年4月（令和2年5月改正））に照らして網羅的・適切に開示されている。	○開示すべき項目が開示されていない状況にはないが、現状、チェックリスト等を用いて開示の網羅性や基準の変更の有無などをチェックする体制としていないため、今後、会計基準等の変更があった場合には、不適切な開示が行われるリスクがあると考えられる。日本公認会計士協会より公表されている「公益法人の財務諸表等の様式等に関するチェックリスト」等を用いて網羅的で適切な開示となっていることを確認する手続を設けるべきと考える。	・今後は開示の適切性や網羅性がより一層担保されるように、ご指摘の「公益法人の財務諸表等の様式等に関するチェックリスト」等を活用し、確認手続きを行う。
4-17	事務手続	82	第五 ＡＣＣの会計処理の状況	(4) 貸借対照表内訳表の開示検討について	○収益事業等の利益の50%超を公益目的事業財産に繰り入れた場合は、公益事業目的会計・収益事業等会計・法人会計の3つに区分された貸借対照表内訳表を作成する必要がある。現状、ＡＣＣが作成する財務諸表では収益事業等の利益の50%を繰り入れており、50%を超えていないため、区分表示の開示義務はない。	○しかし、23区の芸術文化振興財団のうち、収益事業等の利益の50%を超えて公益目的事業財産への繰り入れを行っている財団もあることから、今後、収益事業等の利益が大きくなる場合には開示を検討していくべきであると考え。	・今後の方針変更等により、開示義務が生じる状況になる場合においては、必要な対応を行っている。